

2026年2月12日

受益者の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

三井住友・D C年金日本債券ファンド 信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております以下の証券投資信託（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り信託約款に所要の変更を行いますので、お知らせ申し上げます。

なお、本件変更に伴う当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきましては、変更はありません。
本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 対象となる証券投資信託

三井住友・D C年金日本債券ファンド

2. 変更内容および理由

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを「年金日本債券アクティブマザーファンド」から「国内債券マザーファンド（B号）」に変更するため、「国内債券マザーファンド（B号）」を主要投資対象に追加する信託約款変更の手続きを実施しました。

2025年12月5日から2026年1月8日まで異議申立ての受付を行い、2026年2月12日付での信託約款変更の適用が確定しました。

これを受け、当ファンドの信託約款において、「国内債券マザーファンド（B号）」の信託約款におけるデリバティブ取引に関する記載を追加し、外形面の整備を行うものです。

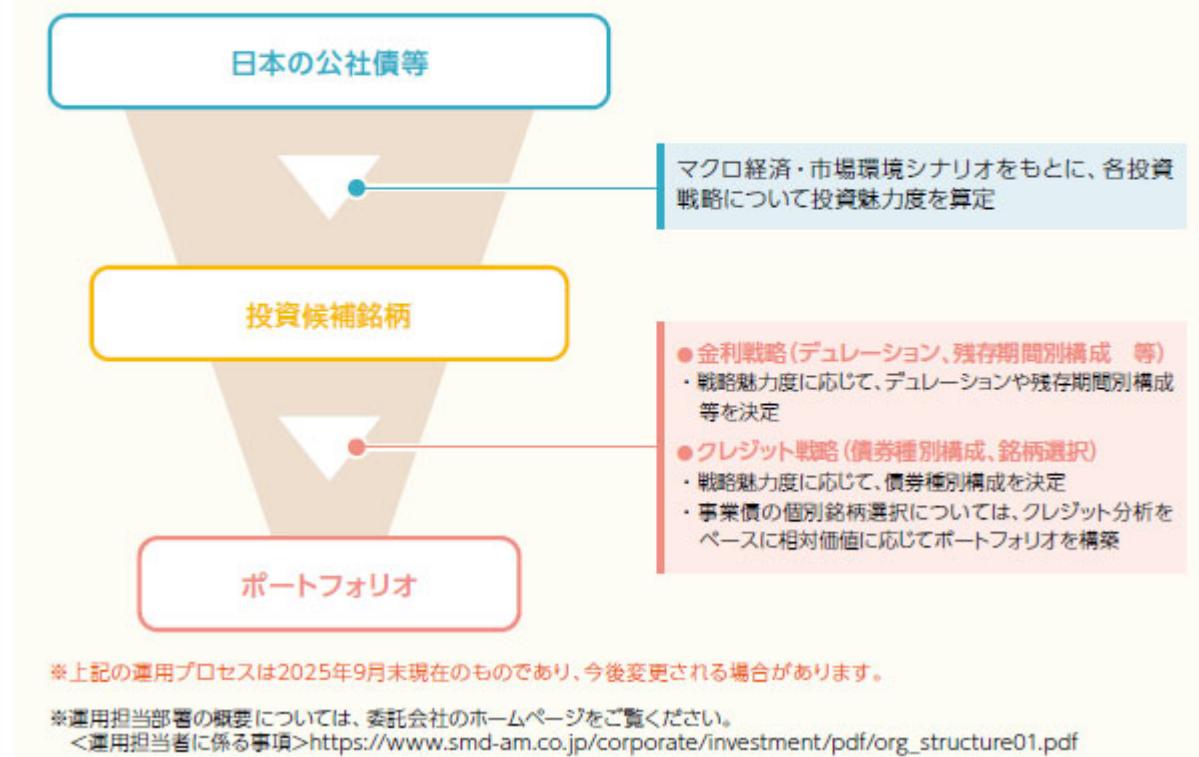
※信託約款の変更内容については、「<ご参考> 信託約款の新旧対照表」をご参照ください。

当ファンドが「国内債券マザーファンド（B号）」への投資を通じて、実質的に行う運用の内容および運用プロセスは以下の通りです。

- 国内債券マザーファンド（B号）の運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

マザーファンドの運用プロセス

■マザーファンドの運用は、運用部 円債アクティブグループが行います。



※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

3. 信託約款変更日

2026年2月12日

以上

<本件に関するお問い合わせ>
三井住友 DS アセットマネジメント コールセンター **0120-88-2976**
受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>
お取引先の販売会社にお問い合わせください。

＜ご参考＞信託約款の新旧対照表

新	旧
<p>〔運用の基本方針〕</p> <p>[略]</p> <p>2. 運用方法</p> <p>[略]</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～② [略]</p> <p>③ <u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。</u></p> <p>④ <u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行うことができます。</u></p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑥ [略]</p> <p>⑦ <u>スワップ取引は、約款第 24 条の 2 の範囲内で行います。</u></p> <p>⑧ <u>金利先渡取引は、約款第 24 条の 3 の範囲内で行います。</u></p> <p>[略]</p>	<p>〔運用の基本方針〕</p> <p>[略]</p> <p>2. 運用方法</p> <p>[略]</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～② [略]</p> <p>③ <u>有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑥ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[略]</p>
<p>【投資の対象とする資産の種類】</p> <p>第 18 条 [略]</p> <p>1. [略]</p> <p>□. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、本約款第 24 条、<u>第 24 条の 2 および第 24 条の 3</u>に定めるものに限ります。）</p> <p>八.～二. [略]</p>	<p>【投資の対象とする資産の種類】</p> <p>第 18 条 [略]</p> <p>1. [略]</p> <p>□. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、本約款第 24 条に定めるものに限ります。）</p> <p>八.～二. [略]</p>
<p>【先物取引等の運用指図、目的、範囲】</p> <p>第 24 条 委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号に掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号に掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）</u>および有価証券オプショ</p>	<p>【先物取引等の運用指図および目的】</p> <p>第 24 条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）な</p>

新	旧
<p>ン取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、<u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図</u>をすることができます。</p>	<p>らびに外国の取引所における<u>わが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図</u>をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における<u>わが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図</u>をすることができます。</p>
<p>【スワップ取引の運用指図、目的、範囲】</p> <p><u>第 24 条の 2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図</u>をすることができます。</p> <p>② <u>スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</u></p> <p>③ <u>スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。</u></p> <p>④ <u>委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>【金利先渡取引の運用指図、目的、範囲】</p> <p><u>第 24 条の 3 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図</u>をすることができます。</p> <p>② <u>金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</u></p> <p>③ <u>金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。</u></p> <p>④ <u>委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。</u></p> <p>⑤ <u>本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における</u></p>	<p>[新設]</p>

新	旧
<p><u>決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</u></p>	

以上